

潜水装置規則

規則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 94 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 12 月 27 日 規則 第 94 号
潜水装置規則の一部を改正する規則

「潜水装置規則」の一部を次のように改正する。

2 章 潜水装置の検査

2.1 一般

2.1.2 検査の時期*

(2)を次のように改める。

検査の実施時期は、次の**(1)**又は**(2)**の規定による。

(1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。

(2) 維持検査は、次の**(a)**から**(d)**に掲げる時期に行う。

((a)及び(b)は省略)

(c) 臨時検査にあつては、定期検査及び年次検査の時期以外であつて、次の **i)**から **iii)**のいずれかに該当するとき。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

i) 装置の重要な部分に損傷が生じたとき、又はこれを修理若しくは新換するとき

ii) 装置の改造又は変更を行うとき

iii) その他、検査を行う必要があるとき

附 則

1. この規則は、2019 年 12 月 27 日から施行する。

潜水装置規則検査要領

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 62 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 達 第 62 号
潜水装置規則検査要領の一部を改正する達

「潜水装置規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章として次の 1 章を加える。

2 章 潜水装置の検査

2.1 一般

2.1.2 検査の時期

規則 2.1.2(2)(c)にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

附 則

1. この達は、2019 年 12 月 27 日から施行する。